## 【振動規制法】特定工場等に関する指定地域

区域の区分	当てはめる地域
第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域 のうち、川内地域内において指定されている 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域 第二種住居地域 第二種住居地域 第二種住居地域 第二種住居地域 20ほか、別紙図面に実線で表示する範囲にあって、 第2種区域に属さない区域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域 のうち、川内地域内において指定されている 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 別紙図面に赤色及び青色で表示する区域

注)都市計画法に基づく用途地域については、薩摩川内市ホームページ にある地図サービスの都市計画図から確認できます。

